

議案第 11 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の12の項中「既存の建築物以外の」を「建築等に係る」に改め、同表の6の13の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の数」を「新築又は増築等に係る建築物の数」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定等に係る建築関係手数料に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1~5 (略)		別表(第2条第1項) 1~5 (略)	
6 建築関係手数料		6 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
12 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	(1) <u>建築等に係る建築物の数</u> が1である場合 78,000円 (2) <u>建築等に係る建築物の数</u> が2以上である場合 78,000円に当該建築物の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額	12 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	(1) <u>既存の建築物以外の建築物の数</u> が1である場合 78,000円 (2) <u>既存の建築物以外の建築物の数</u> が2以上である場合 78,000円に当該建築物の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額
13 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく <u>公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等の認定の申請に対する審査</u>	(1) <u>新築又は増築等に係る建築物の数</u> が1である場合 78,000円 (2) <u>新築又は増築等に係る建築物の数</u> が2以上である場合 78,000円に当該建築物の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額	13 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく <u>一敷地内認定建築物以外の建築物の数</u> が1である場合 78,000円 (2) <u>一敷地内認定建築物以外の建築物の数</u> が2以上である場合 78,000円に当該建築物の数から1を減じた数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額	(略)
(略)		(略)	
7~10 (略)		7~10 (略)	